

総行公第 38 号  
平成 22 年 4 月 9 日

各 都 道 府 県 知 事  
(人事担当課、市区町村担当課扱い) 殿  
各 指 定 都 市 市 長  
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部長

### チェック・オフに関する緊急自己点検について

地方公務員の給与は、地方公務員法第 25 条第 2 項の規定により、「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」こととされています。

しかしながら、今般、国会審議を踏まえ、一部の地方公共団体を対象として行った総務省の調査において、条例の根拠なくチェック・オフを行っている団体の存在が明らかになりました。これは、地方公務員法に違反する極めて遺憾な事態であり、地方公共団体において法に基づき適正な取扱いが行われるべきことは言うまでもありません。

つきましては、各地方公共団体において、下記によりチェック・オフに関して緊急に自己点検を行い、その結果等について御報告くださるようお願いいたします。

なお、本件は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言等）に基づくものです。

### 記

#### 1 点検事項

職員の給与の支払いについて、法律に基づくもの以外にチェック・オフ（地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除すること）を行っている実態があるか、当該実態がある場合には、地方公務員法第 25 条第 2 項の規定に基づく条例に根拠規定があるかを点検してください。

#### 2 対象団体、点検方法と点検結果の報告

対象団体は、すべての都道府県及び市区町村とします。

平成 22 年 4 月 1 日現在の上記団体について点検を行い、点検結果を報告してください。

なお、点検は当該団体の地方公務員法第25条第2項の適用がある職員の給与の支払いについて、知事・市区町村長部局のみならず、すべての任命権者部局について行ってください。

(注1) 一部事務組合及び広域連合については、今回の点検の対象とはしませんが、これらの団体においてもチェック・オフを行うには、条例の根拠規定が必要となることに留意してください。

(注2) 企業職員等、労働基準法第24条第1項の規定が適用される職員の給与の支払いに関しては、今回の点検の対象とはしませんが、この場合においてもチェック・オフを行うには、書面による協定等が必要となることに留意してください。

### 3 是正のための措置の方針の報告

点検の結果、条例の根拠なくチェック・オフを行っている実態がある場合には、速やかな是正のための措置の方針について、是正のための措置及び是正の時期（予定）を報告してください。

### 4 報告方法

#### (1) 都道府県及び指定都市の人事担当課

対象となるすべての任命権者部局の点検結果を踏まえ、様式1により電子メールで報告してください。

#### (2) 都道府県市区町村担当課

市区町村の点検結果を様式2（市区町村集計表）により取りまとめ、各市区町村の様式1を付して電子メールで報告してください。

### 5 報告期限及び報告先

平成22年4月23日（金）（厳守願います。）

報告先：k. urasaki@soumu. go. jp

### 6 その他

御提出いただいた自己点検等に係る報告につきましては、総務省において取りまとめ後、公表を予定していますので、あらかじめ御了承願います。

（事務担当：自治行政局公務員部公務員課 鈴木、松崎、浦崎）  
TEL 03-5253-5543